

保育所等，社会福祉施設等，学校等（以下，各施設）での 新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応について【施設用】

主 旨

新型コロナウイルス感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下，感染症法）」の指定感染症に定義され，保健所は同法に基づいた感染症まん延防止に向けた対応を行う。一方，患者発生時等の対応について各種通知が発出されている（下記根拠通知参照）ことから，その取扱を整理するもの。

根拠通知

- 1 令和2年2月18日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡 保育所等の子ども等，社会福祉施設等の利用者等及び児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場の対応について
- 2 令和2年2月21日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡 社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について（令和2年2月18日付事務連絡）に関するQ&Aについて
- 3 令和2年2月25日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡 保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場の対応について（第二報）
- 4 令和2年3月24日付元文科発第1780号文部科学事務次官通知 令和2年度における小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について

患者探知から施設への指導までの流れ

①対象者の受診

対象者が帰国者・接触者外来（医療機関）を受診し，新型コロナウイルス感染症の検査を受ける。
※保健所は対象者に，検査結果判明までの間不要不急の外出，公共交通機関の利用を避けるよう指導する。また，対象者の家族など濃厚接触者となり得る者に，各施設の利用者（勤務者も含む。以下同様。）がいる事を把握し，必要と認める場合，その者にも同様の指導を行う。

②医師の届出

検査の結果陽性の場合等，医療機関医師が対象者を患者と診断し，保健所へ発生を届出る。

③積極的疫学調査の実施

保健所が患者へ濃厚接触者や各施設の利用歴等の詳細を確認する。

④関係施設への連絡

保健所は，可能な限り患者本人（保護者）又は家族から同意を得て，患者が利用する各施設の連絡先（市町村や認可権者，学校設置者等）に連絡する。

⑤施設への積極的疫学調査の実施

保健所は，④と共に，患者が利用する各施設へ連絡し，患者の行動歴や施設での対応状況，濃厚接触者の有無等の聞き取りを実施する。

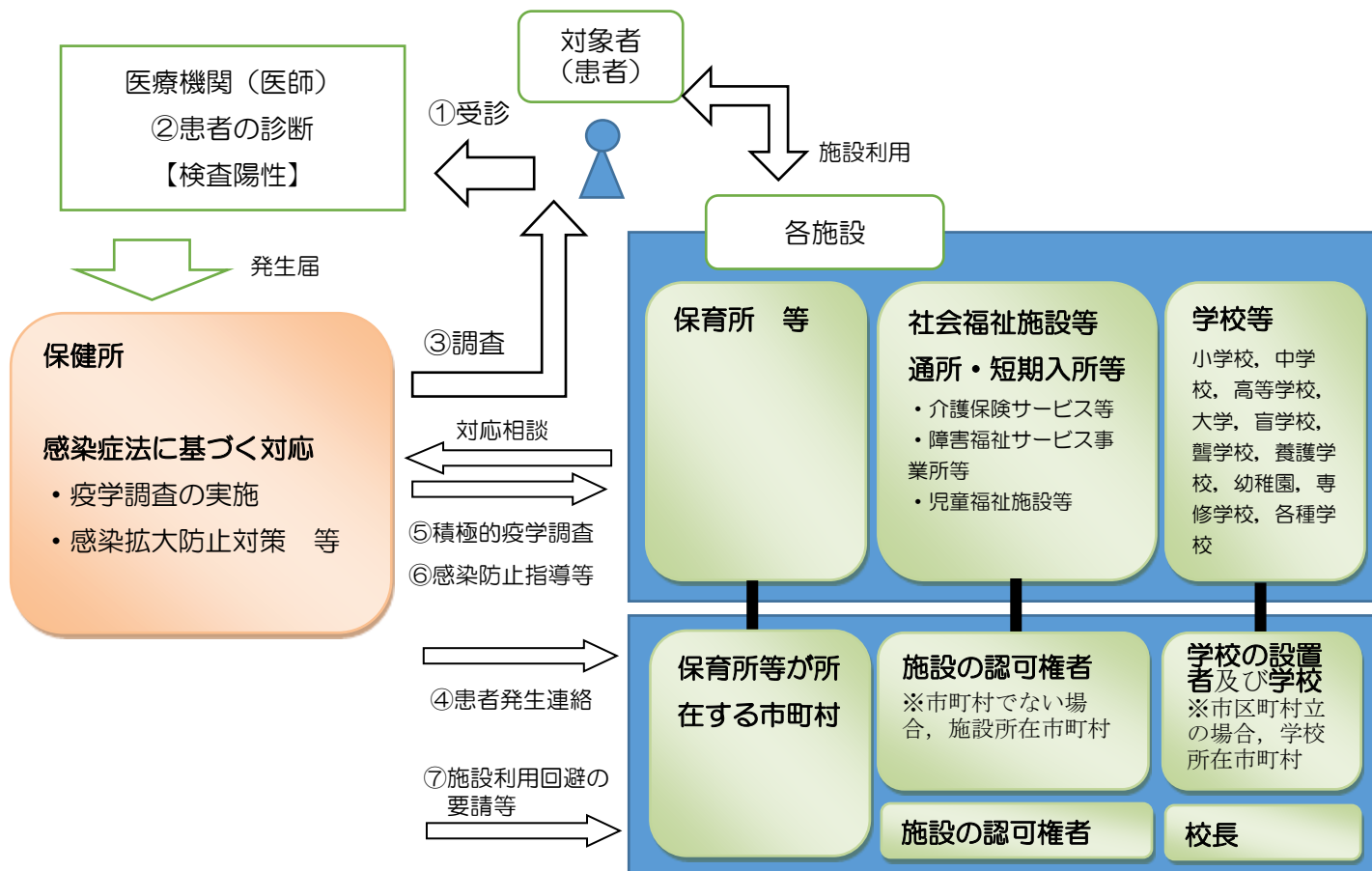
⑥感染拡大防止の助言指導

保健所は患者の病状や，施設の利用状況等によって，感染拡大防止対応を施設に指導する。

⑦濃厚接触者への指導

保健所は濃厚接触者に各施設の利用者がいることを把握した場合、健康観察を実施し、本人（保護者）に不要不急の外出を控えること、公共交通機関の利用を避けるよう指導する。また、必要と認める場合には、可能な限り患者本人（保護者）又は家族から同意を得て、各施設の連絡先に対し、対象の施設利用を避けるように要請する。

【対応フロー】



※当該フローは基本的な対応を示すもので、実際の対応は発生時の状況によって異なりますので留意願います。